

奈良県告示第百五十八号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により次
のとおり歳入の徴収の事務を委託したので、同条第二項の規定により告示する。

令和元年六月二十一日

奈良県知事 荒井正吾

一 徴収を委託した歳入

奈良県自動車駐車場及び奈良県自動車乗降場条例（昭和二十七年七月奈良県条例第
三十五号）別表の一に規定する駐車場及び乗降場の使用料、同表の二に規定する乗降
場の使用料並びに同表の三に規定する駐車場の使用料（同条例第二条第一項第一号及
び第二号に掲げる駐車場に係るものに限る。）

二 受託者の名称及び所在地

名称 株式会社近畿日本ツーリスト関西奈良支店

所在地 奈良市高天町三八―三 近鉄高天ビル

三 委託事務の取扱期間

平成三十一年四月十三日から令和三年三月三十一日まで